



「あそびのひろば」

ドレミ 毎月第2木曜日 10:00~11:00
 6月14日(木)・7月12日(木) 八千種研修センター
 季節の歌を歌ったり、音に合わせてリズム遊び、身体
 遊びなどを楽しめます。
 ぐりとぐら 毎月第1木曜日 10:00~11:00
 7月5日(木) 文化センター 2階 和室
 わらべうた・絵本の読み聞かせ・パネルシアターなど、
 親子でいっしょに楽しめます。

(問い合わせ先：ともだちひろば)

「子育て学習講座」 自力整体

～あなたの筋肉・関節を点検してみよう～

自力整体とは、自分自身で行う予防医学としてのマッ
 サージ方法です。子育て中のみなさん、ゆっくり自分の
 体と向き合ってみませんか？

日 時 7月11日(水) 10:00~11:30 (受付9:45~)
 場 所 第1体育館 体育室
 講 師 矢上予防医学研究所 予防医学指導士
 四宮美華さん
 申込先 ともだちひろば

小さなお友だちも大歓迎です！ 親子でいっしょにミニコンサート

日 時 7月23日(月) 10:00~10:30 (受付9:45~)
 場 所 福岡幼稚園 お遊戯室
 演 奏 牛尾奈津美さん 玉置真梨さん
 対 象 就学前の子どもとその保護者
 申込先 おひさまらんど



個別相談

毎月第3火曜日 10:00~14:00
 6月19日(火)・7月17日(火)
 文化センター2階 和室
 個別相談員：大内和恵
 ※申込は下記の3施設で受付します。

おとうさんとあそぼう！

～あそびの達人 えのちゃんがやってくる！～

お家の中の身近なグッズが…あれれ！
 遊びに大変身！！

小さなお友だちも大歓迎。おとう
 さんといっしょにご参加ください。
 日 時 6月16日(土) 10:00~11:30 (受付9:45~)
 場 所 第1体育館 体育室
 講 師 NPO法人 生涯学習サポート兵庫 榎本英樹さん
 対 象 1~4歳の子どものとその保護者
 申込先 にこにこひろば



にこにこ講座

子どもの食に関することは気になることがいっぱい…。
 “食育”って聞けけれどどんなことに気をつければいい
 のかな…？

そんな子どもの食に関する疑問についてお話していただ
 きます。

日 時 7月19日(木) 10:00~11:00 (受付9:45~)
 場 所 にこにこひろば
 講 師 管理栄養士 村田早苗さん
 「食育って・・・？」
 対 象 就学前の子どもとその保護者
 申込先 にこにこひろば

地域支援活動 “すきっぷひろば”

日 程	実施場所	対象地区
6月8日(金)	福田公民館	駅前・福田・神谷
6月11日(月)	新町公民館	新町
6月15日(金)	大門公民館	大門・加治谷・亀坪
6月18日(月)	田尻公民館	北野・田尻
6月20日(水)	西野公民館	西野
6月25日(月)	辻川公民館	井ノ口・辻川
7月2日(月)	南大貫公民館	南大貫・東大貫・西大貫
7月4日(水)	庄公民館	余田・庄
7月9日(月)	鍛冶屋公民館	小倉・鍛冶屋

※時間はいずれも 10:00~11:00
 ※申込不要。対象地区以外の方も参加できます。
 ※6月20日はミニデイ利用者の方との交流を予定して
 います。

(問い合わせ先：おひさまらんど)

ともだちひろば

(西部子育て学習センター)

火~金曜日 9:00~16:00

文化センター2階
 ☎22-7830 FAX22-2561

おひさまらんど

(福岡子育て支援センター)

月~金曜日 9:00~17:00
 土曜日 9:00~12:00

福岡幼稚園内
 ☎22-2308 FAX22-2313

にこにこひろば

(東部子育て学習センター)

月~木曜日 9:00~16:00

田原幼稚園内
 ☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することは Eメール ko-shien@town.fukusaki.ne.jp

福崎町文化財だより 60

福崎町教育委員会
柳田國男・松岡家記念館
神崎郡歴史民俗資料館

文化財再発見 56

東広畑古墳 (西田原字東広畑)

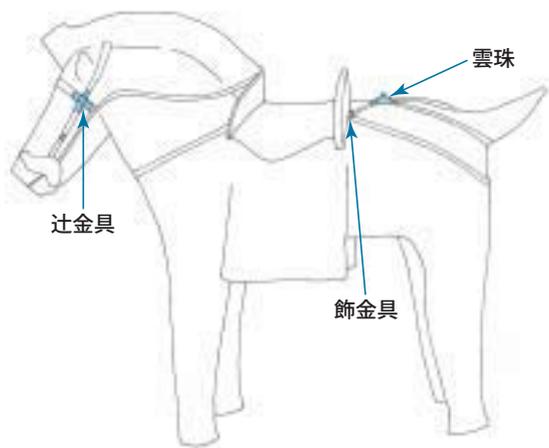
★めずらしい馬具を確認

東広畑古墳をご存じですか？ 北野区にある円墳で、墳丘の復元を行ったので当時に近い姿を確認することができます。多くの金属器が出土しており、順次保存処理を進めています。今回は、平成23年度に保存処理を行った馬具について紹介します。

馬具は、歴史民俗資料館で6月30日まで展示をしていますので、ぜひご覧ください。



東広畑古墳



馬具の位置図

◎古代の馬

馬が渡来してきたのは弥生時代末期ではないかといわれています。軍事・輸送・農耕が主で、当初は軍事(儀礼を含む)が中心であったようです。

◎馬具とその用途

馬具とは、「人が馬を制御するための馬に装着する道具」です。古代では殉葬(とくさう)という形で、葬られる際に副葬品

として馬や埴輪といっしょに埋葬されたりしています。

次に、処理を行った馬具の中の部位を紹介します。

◎雲珠(うず)

馬のお尻付近に装着しているベルトを固定するためのものです。金具がうず高くつくられていることからこのような名称が生まれたといわれています。

◎飾金具(かざりかなぐ)

飾金具といっても形はさまざまですが、確認できたのは巴形のものでした。近畿地方で花弁形の出土例は多くありますが、巴形はたいへんめずらしいものです。

◎辻金具(つじかなぐ)

革紐や組紐が交差するところが辻(十字形に交差している場所)の留金具です。5脚以上のものを雲珠とし、3脚と4脚を辻金具と区別します。



飾金具



辻金具

～柳田國男50年祭を迎えたふるさとでの歴史・文化の魅力発見～

ふくさき歴史体験隊

平成23年度|年間のおもな活動報告



平成23年度のふくさき歴史体験隊は、柳田國男50年祭を迎え、49人も隊員が集まってくれました！
全8回の活動を通して、仲間とふれあいながら郷土の魅力を感じ、元気いっぱい活動しました。
6月中には学校へ募集案内をお送りします。小学校5・6年生という多感な時期を、体験隊員として過ごしてみませんか？今年、資料館の開館30周年にあたる記念すべき年でもあります。スタッフ一同、たくさんの方の笑顔に出会えることを楽しみにしています。みなさん、ぜひご参加ください。



▲バスツアーでは、杉原紙研究所で紙漉き体験をしましたよ。同じ厚さに漉けるかドキドキしながら、がんばりましたね！



▲第1回目の活動は、辻川かいわいウォークラリーです。雨の中、柳田國男が幼い頃を過ごした思い出の場所へLet's go!!



▲むかしのあそび体験では、竹笛やお手玉を作りました。今と違ってむかしの人たちは、遊び道具を自分たちで作っていたことを学びましたね。



▲秋晴れの中、力を合わせてカマを作りました。思いどおりの土器に仕上がっているかな？待ってる間にハイ、チーズ！素敵な笑顔です。



▲土器づくりにもチャレンジしました！ひも状にのばした粘土を1段1段積み上げて形成します。みんなとっても真剣です。



▲修了式を迎えたこの日は、牛乳パックでハガキ作りに挑戦。完成したハガキに、1年後の自分にに向けたメッセージを書きました。



▲毎年恒例の凧づくりと凧あげです。先生に教わりながら、作り上げました。今年の凧あげ大会も「よくあがった賞」は激戦でしたね！



▲古墳めぐりでは、町内の東新田古墳や東広畑古墳など、地図を頼りに歩いてめぐりました。妙徳山古墳では、全員で石室にも入りましたよ。

体験隊活動へご協力いただきました保護者ボランティアや地域ボランティアのみなさんに厚くお礼申し上げます。本年度も活動へご参加いただける方を募集しています。ご協力いただける方は、資料館までご連絡ください。

歴史民俗資料館 (☎22-5699)

福崎町に残る伝承～しょうりんさん～



今年開館30周年を迎える歴史民俗資料館では、現在「福崎町に残る伝承」とその発祥地を示す地図を展示しています。全部で7つ集められた伝承のうち、今回は「しょうりんさん」について紹介します。

しょうりんさんは、年老いたお坊さんで、彼のお墓に参ると歯痛が治るとして、村人に大切に祀られてきた方です。そして、最近までわからなかった彼のお墓の場所が、観音寺付近にあったことが明らかになってきました。こうした情報は地元のみなさんから寄せられたものです。

資料館の伝承地図は日々進化していきます。福崎の伝承を後世に残すためにも、ぜひ伝承の情報提供にご協力をお願いします。

大庄屋三木家



よもやま話

第80話

大庄屋三木家住宅は、江戸時代の地名で「辻川村」にありました。姫路藩大庄

屋組は、大庄屋の居村を組名とするため、例えば三木家が大庄屋を務めていた際には、支配下の村々は「辻川組□□村」というように名乗っていました。

ところで、この三木家のある辻川村、江戸時代はいつたいどのような村だったのでしょうか？

辻川村は、当時から生野街道と因幡街道が交差する交通の要衝にありました。辻川村の村高(Ⅱ村の総生産を米の量に換算して表した数値)は正保3年(1646)に98石余り、天保5年(1834)に123石余り、明治2年(1869)に133石余りです。

福崎の身近にある歴史を掘り起こそう

地域連携センター共同研究報告

三木家のある「辻川村」について①

神戸大学大学院人文科学研究科地域連携センター

学術推進研究員 河野未央

『福崎町史』第2巻に町内の村々の村高一覧が掲載されていますが、それを見比べてみると、辻川村の村高はさほど大きくないことに気づきます。

また辻川村には元文2年(1737)と文化7年(1810)作成の明細帳(村勢要覧)が残っています。前者によると辻川村には、酒屋(2:人数、以下同)・木屋(1)・炭売(3)・商人(2)・ばくろ(博労/4)・草履草鞋作り(2)などがいたことがわかります。

他に「農業稼」は151人で、大半が農業生産に従事していました。人々の往来が多い街道沿いに小さな町場が形成され、そのすぐ後背地には田畑が広がる。当時の辻川村の風景が、わずかですが浮かんできます。

お祝いメッセージコーナー

30周年おめでとうございます。ひとはくは20周年、後を追いかけていきます。これからも、よろしくお祈りします。

兵庫県立人と自然の博物館
古谷裕さん より



祝！れきみん三〇周年



村明細帳

柳田國男記念館だより

記念館では、松岡家の5人の兄弟、「松岡五兄弟」の業績を展示しています。

松岡五兄弟とは、松岡鼎（長男）、井上通泰（三男）、柳田國男（六男）、松岡静雄（七男）、松岡映丘（八男）です。



松岡五兄弟（右から井上通泰・松岡鼎・柳田國男・松岡静雄・松岡映丘）

松岡五兄弟が育ったのが、柳田國男の「生家」です。この生家は、3畳2間、4畳半2間という間取りとなっています。

柳田國男は『故郷七十年』

の中で「私の家は日本一小さい家だ」と記しています。この「小さい」という表現は、実際の家の大きさのことを指しているものではありません。生家の大きさは、当時としては典型的なものでした。

けれども、両親と5人の兄弟、そして、鼎の妻という8人で暮らしたことから生じたさまざまな体験から「小さい」という表現が導き出されました。

そして、「この家の小ささ、という運命から、私の民俗学への志も源を發したといつてよい」と、國男は述べています。

國男をはじめとして、生家すなわち福崎から巣立った兄弟は、それぞれの分野で活躍をします。

松岡鼎は、医学の道に進み、一家を支えました。また、地方行政にも携わりました。

井上通泰は、医学の道を



松岡映丘「生家」

進みながら、歌人、国文学者として研究を行いました。松岡静雄は、海軍軍人を退役したあと、言語学に関する著述を残しました。

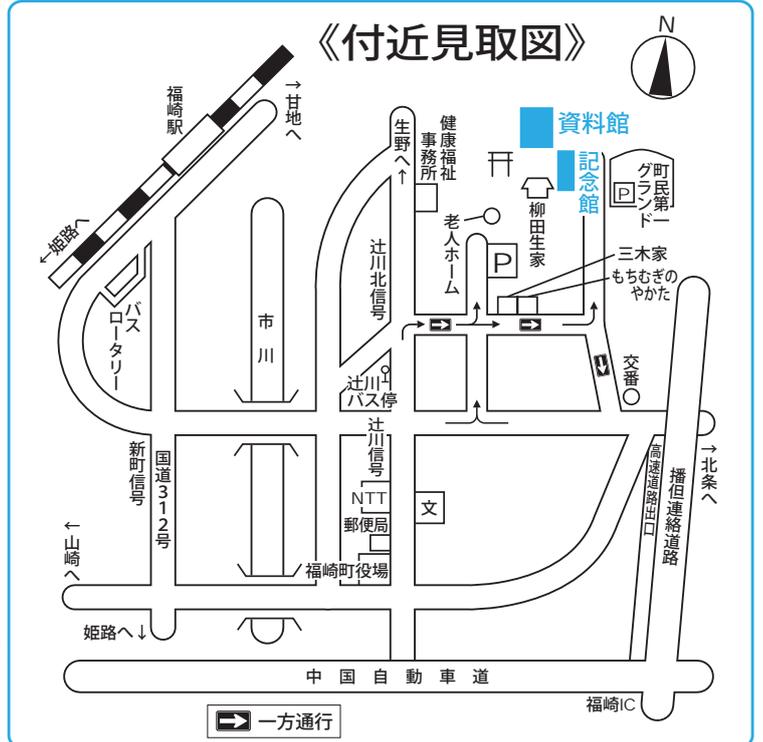
松岡映丘は、日本画家として大和絵の復興に尽力しました。

記念館では、松岡五兄弟がそれぞれの分野で、どのような功績をあげたのかをお伝えしていきます。

平成24年度の企画展では、松岡映丘を取り上げました。そして、特別展では、井上通泰の『播磨國風十記新考』を取り上げた展示を行う予定です。

ぜひ、記念館に足をお運びください。

《付近見取図》



柳田國男・松岡家記念館 歴史民俗資料館 利用案内

開館時間

午前9時～午後4時30分

休館日

月曜日、祝日の翌日、12月28日～1月4日

入館料

無料

交通

JR播但線で福崎駅下車、徒歩約30分、またはバス・タクシーを利用。
車は播但連絡道路・中国自動車道で福崎ICから約5分、または国道312号線を利用。

福崎町文化財だより 60
発行 平成24年6月7日

● 福崎町教育委員会

● 福崎町南田原316の1

☎ 0790-20560

● 柳田國男・松岡家記念館

● 神崎郡歴史民俗資料館

● 福崎町西田原108の12

☎ 0790-21000

☎ 0790-25699 (記念館)

☎ 0790-25699 (歴史)



平成23年度の農地法の申請状況をお知らせします (農地法3・4・5条関係)



項目	件数	面積(m ²)
農地法3条申請(農業をする目的で農地を売買・貸借する)	25件	47,113
農地法4条申請(農地の所有者が自分で転用する)	12件	3,710
農地法5条申請(他人の土地を買ったり借りたりして転用する)	16件	6,870

福崎町の農業委員会総会は毎月20日前後に開催しています。

農地法に関する各種申請・届出の締切日は毎月5日です。(閉庁日の場合は翌開庁日)

締切を過ぎると翌月扱いになりますので、売買・転用等を検討されているときは、余裕を持って早めにご準備ください。

農業委員会に申請・届出する必要がある主な例

<p>3条(農地の売買・貸借)</p>	<p>農地を農地として「売買したい」「贈与したい」「貸借したい」場合は、農地法3条の申請・許可が必要です。</p> <p>※相続による所有権移転の場合、農地法の許可は不要ですが、相続をした旨の届出を権利取得を知った日から概ね10か月以内に農業委員会に届け出る必要があります。</p>	<p>4条・5条(農地の転用)</p>	<p>自分の所有の土地を農地以外のもの(住宅・倉庫・駐車場など)に転用する場合、農地法4条の申請許可が必要です。</p> <p>また、転用をするために他人名義の農地を売買・貸借する場合は、農地法5条の申請・許可が必要です。</p> <p>(4条・5条とも市街化区域の転用は事前の届出で転用ができます。)</p> <p>※その土地が農業振興地域の整備に関する法律にもとづく農振農用地に指定されている場合、原則転用はできません。農振農用地に指定されているかどうかは、産業課農政係に確認してください。</p>
<p>利用権設定(農地の貸借)</p>	<p>市街化区域以外の農地を農地として貸借する場合は、農業経営基盤強化促進事業による利用権設定を利用すると、簡単な手続きで貸借ができます。産業課農政係に相談してください。</p>		
<p>解約</p>	<p>現在貸借している農地を都合により途中解約する場合は、両者合意のうえ、解約通知書を農業委員会に提出してください。</p>		

相談・手続について、詳しくは、農業委員・農業委員会事務局にお問い合わせください。

問い合わせ先 農業委員会事務局(産業課内・内線394)

◇ペットの飼主の義務について◇

ペットの飼主は、法的義務とマナーを守ってペットを飼育してください。

■犬の登録と狂犬病予防注射
生涯1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を受けてください。

■犬の放し飼いの禁止
屋外で飼育する場合は、鎖などでつなぐか、しっかりと困いの中で飼ってください。

■散歩時のマナー
散歩時は、犬をリードなどにつないでください。また、外出時の糞は必ず持ち帰ってください。他人の迷惑になります。

■ペットがいなくなったとき
ペットがいなくなったらすぐに捜し、見つからなければ、警察、動物愛護センター、役場住民生活課へ連絡してください。

■犬への鑑札の取り付け
犬が行方不明になった場合であっても、戻ってくる可能性が高くなります。登録時に交付された鑑札を、首輪等に付けるようにしてください。

■飼い犬が死亡したとき
飼い犬が死亡したら、30日以内に鑑札を持参し、役場住民生活課に死亡届を提出してください。犬の火葬・埋葬は、直接民間の専門業者やこうふく苑に依頼してください。

(ペットについての連絡先)

○動物愛護センター(龍野支所) ☎0791-63-5146

○福崎警察署(会計課) ☎23-01110

○こうふく苑 ☎079-232-3196

(住民生活課 内線373)

固定資産税に係る 税制改正のお知らせ

土地の固定資産税の基礎となる課税標準額の求め方に一部変更がありました



住宅用地の課税標準額

負担水準		本年度の課税標準額
前年度課税標準額 ÷ A (本年度の評価額)	100%以上	Aの額
	90%以上100%未満	前年度課税標準額 (据え置き)
	90%未満	前年度課税標準額 + A×5% (B)

・ Aは、住宅1戸につき面積200㎡以下の部分は6分の1を、200㎡を超える部分は3分の1をそれぞれの面積に乗じたものです。
 ・ BがAの90%を上回る場合は、Aの90%が本年度の課税標準額です。
 ・ BがAの20%を下回る場合は、Aの20%が本年度の課税標準額です。

(注) 上記の波線部分の数値については、税制改正前は80%

税制改正の主な内容

国の平成24年度税制改正では固定資産税のさまざまな特例制度の見直しが議論されましたが、結果として、主要な特例制度がほぼ現行の形で維持されることになりました。

しかし、住宅用地に係る土地の負担調整措置については、次のとおり見直しがありました。

〔住宅用地に係る土地の負担調整措置の見直し〕
 住宅用地については、負担水準（本年度の評価額に対する前年度の課税標準額の割合）に応じて本年度の課税標準額が決定される仕組みです。

税制改正により、平成24年度と平成25年度は「据え置き」の措置を行う負担水準の範囲が「80%以上」から「90%以上」に引き上げられ、さらに平成26年度には、「据え置き」の措置が廃止されることになりました。

これにより、前年度に「据え置き」の措置が行われた住宅用地であっても、本年度の課税標準額が上がっている場合があります。

国民健康保険税改正のお知らせ

長引く不況の影響で所得の減少が続く、国民健康保険税の収入も落ち込んでいます。一方、医療技術の高度化や生活習慣病の増加などにより医療費給付に必要な経費は増え続けています。

このような状況のなか、福崎町の国民健康保険財政は非常に厳しい状況が続いています。これまで一般家庭の貯金に相当する財政調整基金の取り崩し、町の一般会計からの補てんなどを行い、税率を改定せずに運用を続けてきましたが、なお財源不足が生じる見込みです。安定した保険運営のための財源確保を図るため、やむを得ず保険税率の改定をしなければならない状況です。

【今回の税率改正のポイント】

- ① 納税の能力のある被保険者の方に応分の負担を求め、中高所得者を中心に保険税が増額となります。
- ② 全ての被保険者に同額でかかっている均等割額、平等割額のウェイトを抑えます。
- ③ 資産としての価値の低下が著しい固定資産の実情から、固定資産税額に応じて課税する資産割額のウェイトを抑えます。
- ④ 国民健康保険税非加入者との公平性が損なわれない範囲内で、一般会計からの繰り入れを増額します。

【平成24年度国民健康保険税の税率等】

内 訳	計算の説明	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分 ※1
A 所得割額	課税所得金額×税率	6.10% (4.30%) ※2	2.40% (1.70%)	2.60% (1.60%)
B 資産割額	固定資産税額×税率	15.10% (25.0%)	5.70% (6.00%)	8.60% (12.00%)
C 均等割額	被保険者1人につき	22,700円 (21,000円)	8,600円 (6,600円)	9,400円 (7,200円)
D 平等割額	1世帯につき	15,900円 (22,800円)	6,400円 (7,800円)	4,700円 (7,200円)
年間保険税	A + B + C + D (賦課限度額まで)	賦課限度額 510,000円	賦課限度額 140,000円	賦課限度額 120,000円

※1 介護保険分は40歳以上65歳未満（介護2号被保険者）の方のみに上乗せされます。

※2 下段のカッコ内は昨年度の税率および額

(税務課)